

R P S法の施行状況について

平成16年3月16日

資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室

1. 法律の概要

・本法（電気事業者による等の利用に関する特別措置法：通称「R P S法」^{（注1）}）は、一定量以上の新エネルギー等電気^{（注2）}の利用を、電気事業者^{（注3）}に義務づけるもの。

（注1）R P S : Renewables Portfolio Standard

（注2）新エネルギー等電気：太陽光、風力、バイオマス、中小水力（水路式で1000kW以下）及び地熱を変換して得られる電気、認定設備により発電したもの

（注3）電気事業者 : 一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者

2. 利用目標の決定

・総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会（平成14年10月及び11月）の議論を踏まえ、平成15年1月27日に経済産業省告示として下記の利用目標を決定。

ただし、平成22年度には全ての者が一律に目標比率(1.35%)となるようにしつつも、平成21年度までは経過措置を適用し、新エネルギー等電気の利用実績を勘案して義務比率を軽減。

<新エネルギー等電気利用目標>

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22
目標量(億kWh)	73.2	76.6	80.0	83.4	86.7	92.7	103.3	122.0

(参考：各年度の目標量の、当該各年度の前年度の全国電力販売量（見込み）に対する比率）

目標比率(%)	0.87*	0.91	0.94	0.97	0.99	1.05	1.16	1.35
---------	-------	------	------	------	------	------	------	------

*平成15年度目標比率は、確定値

3. 発電設備の認定

・平成14年12月6日より、新エネルギー等による発電設備の認定事務を開始し、本年3月1日現在132,973件の設備認定を完了。

<平成16年3月1日現在の設備認定状況>

	合計件数	合計設備容量(kW)
風力発電設備	203	669,619
太陽光発電設備	132,206	491,773
バイオマス発電設備	220	2,713,619
中小水力発電設備	332	157,707
混在型	12	2,375
合計	132,973	4,035,093
(住宅用太陽光以外)	1,303	-

4. 新エネルギー等電気の利用義務の発効

・平成15年4月1日より、本法が全面施行され、電気事業者は、上記2.に基づき算定される各電気事業者毎の義務量を、上記3.により認定を受けた発電設備から調達しなければならないこととなった。

5. 新エネルギー等電気相当量記録

・平成16年の1月の届出期間において3回目の新エネルギー等電気相当量の記録届出がなされ、各者の口座に新エネルギー等電気相当量が記録された。発電形態別の新エネルギー等電気相当量記録総量は以下の通り。

	累積記録総量 (kWh)	1月に届出された記録総量 (kWh)
風力発電設備	412,422,000	312,922,000
バイオマス発電設備	518,090,000	230,448,000
中小水力発電設備	181,398,000	52,131,000
複合型発電設備	343,000	322,000
太陽光発電設備	255,000	255,000
合計	1,112,508,000	596,078,000